

# 公益財団法人徳島経済研究所定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人徳島経済研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、徳島県内の経済・産業動向、企業経営及び地域の活性化に関する調査研究並びに総合的な情報収集を行い、経済活動全般に対する適切な情報提供と積極的な支援活動を通じて、地域経済産業の振興と健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域経済・産業動向、企業経営、地域の活性化に関する調査研究並びに資料、情報等の収集及び提供
- (2) 前号に関する講演会、研究会等の開催
- (3) 機関誌等出版物の発行
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産と基本財産以外のその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたもの、及び基本財産として指定して寄付された財産とする。
- 3 この法人の財産の管理は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって行わなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書

類は、理事長がその事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得なければならない。これを  
変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一  
般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及  
び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承  
認を経て、定時評議員会において承認を得なければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと  
もに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載  
した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規  
定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前  
条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1  
を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産に  
よって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするも  
の

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者  
ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員には、職務執行の対価として報酬を支給することができるが、その総額は一事業年度につき100万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

## 第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選任する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、各理事が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 理事長は、評議員会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の5日前までに評議員に通知しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分または除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 評議員が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につい

て、議決に加わることでできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は議長が作成し、書面をもって作成されているときは、議長のほか、出席した評議員のうちから当該会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名または記名押印する。

### 第 6 章 役員、顧問

#### (役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とするほか、必要に応じ副理事長、専務理事、常務理事各 1 名を置くことができる。

3 前項の理事長及び副理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項 2 号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により定める。

3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。監事についても、同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理する。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了する時までとする。

3 理事または監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、報酬等を支給することができる。

2 報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除または限定)

第27条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法で定義される外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする契約を、あらかじめ締結することができる。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について、理事長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期については、第23条第1項及び第2項の規定を準用する。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の5日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、出席した理事の中から選任する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録が書面をもって作成されているときは、出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

## 第8章 事務局

### （事務局）

第35条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免し、その他職員は理事長が任免する。

## 第9章 定款の変更及び解散等

### （定款の変更）

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

### （解散）

第37条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

### （公益認定の取消し等に伴う贈与）

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### （残余財産の帰属）

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### （公告の方法）

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 雑 則

### （実施細則）



第 41 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。
- 2 この財団が公益法人への移行の登記をしたときは、第 6 条の規定にかかわらず、当該登記をした日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
嵐 哲夫、岡田好史、小川英治、近藤 守、松村 寛、森荘太郎
- 4 この法人の最初の理事長は古川武弘、専務理事は田村耕一とする。

制定 2010 年 4 月 1 日

改定 2023 年 6 月 12 日